

自転車の交通ルールを守りましょう！

【令和8年4月1日～ 自転車にも青切符が導入されます】

💡 ヘルメットの着用

自転車に乗車する際にヘルメットを着用していますか？

令和5年4月からすべての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。

青森県内では、令和6年までの5年間に自転車乗車中の事故で亡くなられた方の**45%が頭部に致命傷**を負っています。

自分の命を守るためにも自転車に乗車する際は、ヘルメットを着用しましょう。



💡 青切符の導入

令和8年4月から、自転車の一定の交通違反に、交通反則通告制度が導入され、いわゆる**“青切符”が適用**されます。**免許の有無に関わらず、16歳以上**の全ての自転車運転者が対象となります。

今一度自分の自転車の乗り方が正しいか確認しましょう。

【青切符の対象となる違反行為の例】

ながらスマホ（**反則金**12,000円）、遮断踏切立入り（**反則金**7,000円）、ブレーキ不良等（**反則金**5,000円）、並進（**反則金**3,000円）など

詳しくは青森県警察のホームページをご覧ください。

（右のQRコードよりアクセスできます）

【問】 町民生活課 生活環境グループ ☎88-2119

